

大正十一年(一九二二年)五月

労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし
労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし
労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし

親愛なる市民諸君に訴ふ

帝都の眞只中に 此の鬼工場!!!

私共堀内キレシ紙従員は去る十二月九日より罷業を執行し會社の彈壓に抗して戦を續けて居ります。全市民舉げて大盛典を祝福して居る時に際して争議決行の止得なかつた事は甚だ遺憾に思ひ、茲に其の真相を發表して諸兄の公正なる御批判を仰ぐ次第であります。

一、原因

今回の問題の起りは此年の暮にかゝりわす長年眞面目に働いて来た四名の職工を只労働組合に加入したと言ふ理由だけで解雇したにあります。會社今回の行爲は會社内に労働組合が出来ると長年なして来た會社の不正慘虐なる酷使、法規違反等々が労働組合に依つて社會にさらけ出されはしないかとの恐れから労働組合をなきものにせんとしての行動であります。

二、組合加入の眞意

私共が労働組合に加入したのは、決して争議を起そうとか一過激な行動をして社會に迷惑をかけ様と言ふ様な考へでなく、たゞ我々労働生活者として御互に團結し其の協力に依つてみじめな我々労働階級の生活の向上を謀り度い

（三名）最低十五圓平均三十圓です。まして出勤の如きは十一時間働らいても日給の九割しか支給しないのです。

五、工場法を無視する會社

『幼年工に強制殘業』會社は幼年工及女子に殘業を強制して十五時間も十六時間も働かし女工に對しては時々深夜に出勤せしめ其の殘業に應じない場合は壹働らいた一時間分を差引くのである。何たる泥棒的行爲でしょう。

『危険極る會社』！

工場には蒸氣機關は二ヶあつて其定壓は七〇ポンドに百二十ポンドであるが會社は作業を急ぐあまり定壓七〇ポンドの機關に百ポンド以上上げさせるのである。諸君！定壓より三〇ポンドも上げさせるとは何たる無茶な事でしょう、もし機關が爆發したら何とするのでしよう、之は百年の出来事ですが其の機關に従事して居る火夫が、もし爆發して市民に迷惑をかけてはならないと思つて監督の命にそむいて定壓しか上げなかつた處、監督は其の火夫に暴力を加へ負傷せしめた事があるのです、こんなに酷使せられても労働組

労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし
労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし
労働組合の発展と労働者の権利の保障を期すべし